

令和 8 年 8 月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和 8 年 8 月 7 日

場 所 六戸町役場 2 階大会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室

2 開会日時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 4 時 0 0 分

3 閉会日時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 4 時 3 0 分

4 出席委員（13 名）

1 番 金 沢 亘 委員	2 番 金 沢 幸 弘 委員
4 番 坂 岡 正 晴 委員	6 番 田 中 裕 紀 委員
7 番 沖 沢 恵美子 委員	8 番 松 嶋 清 治 委員
9 番 山 本 勝 浩 委員	10 番 目 時 隆 幸 委員
11 番 斎 藤 正 委員	12 番 母良田 昭 委員
13 番 田 中 勝 彦 委員	14 番 砂 渡 精 一 委員
15 番 田 中 誠 委員	

5 欠席委員（2 名）

3 番 新 山 秀 男 委員	5 番 下 田 利 昭 委員
----------------	----------------

6 会議に付した案件

町議案

報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 20 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 21 号 農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について
議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 13 号 農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 14 号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について

県議案

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

2 番 金 沢 幸 弘 委員	4 番 坂 岡 正 晴 委員
----------------	----------------

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長 赤 石 正 之 事 務 局 次 長 鈴 木 健 司
事 務 局 総 括 主 査 川 村 徹 朗

9 書 記

事務局総括主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事 務 局 定刻となりましたので、これより令和8年7月29日告示招集いたしました令和8年8月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願いします。

ご着席下さい。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事 務 局 業務報告及び業務計画について、赤石局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事 務 局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願いします。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和8年7月29日告示招集されました令和8年8月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、3番 新山 秀男 委員、5番 下田 利昭 委員です。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
2番 金沢 幸弘 委員、4番 坂岡 正晴 委員を指名します。
参与には赤石事務局長以下各職員、書記には川村総括主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第21号で6番 田中 裕紀 委員が該当しますので発言権がありません。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第19号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第19号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第19号を報告済みといたします。

次に報告第20号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第20号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第20号を報告済みといたします。

次に報告第21号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第21号「農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
別紙のとおり農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第21号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。
(4番 坂岡 正晴 委員説明)
代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議 長 議案第12号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第１２号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。
よって議案第１２号は承認することに決定いたしました。

議 長 議案第１３号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第１３号「農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第１８条第１１項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第１３号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。

よって議案第 13 号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 14 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 14 号「農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求められたので審議を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第 14 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第 14 号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、県 議案第 3 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明いたします。
農地法第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知

事に送付するために意見を求めるものです。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第3号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、県議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 次に、県 議案第4号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知
事に送付するために意見を求めるものです。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第4号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、県議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会8月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時30分 】